

幼児教育情報センターの設立経緯ならびに 教育的方向性について

佐野真一郎

- 1 はじめに
- 2 幼児教育情報センターの設立意義
 - 2-1 地域の HUB 機関としての機能
 - 2-2 伝統的教材の再構築
 - 2-3 21 世紀の幼稚園教諭・保育士の資質
- 3 今後の方向性と課題
 - 3-1 ネットワーク入門教育の必要性
 - 3-2 今後の課題，そして方向性 - まとめて代えて -
- 4 資料 各省庁の主な動向

1. はじめに

21世紀は情報の時代である。街中でよく目にする携帯電話をかけながら闊歩するサラリーマン・OL，教室では講義中に必ず一度は耳にする学生の携帯電話等の呼び出しベル等，つい数年前には想像すらしなかった光景が，今や日常のそれになりつつある！

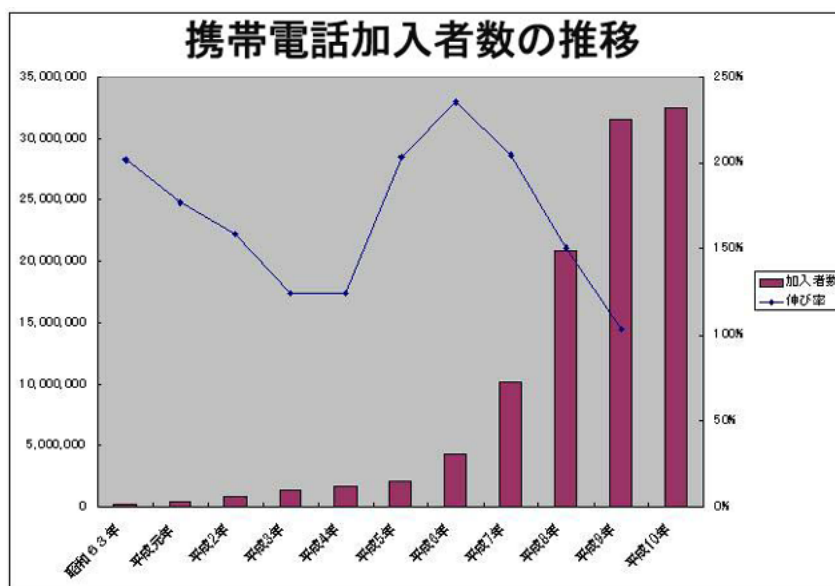


図1 携帯電話加入者数推移 (平成10年度通信白書より作成)

この事態を行政的側面からみると，1993年に米国クリントン政権下でゴア副大統領が「全米情報ハイウェイ構想(NII)」を打ち出し，我が国もそれに呼応するように通産省が「高度情報化プログラム」を公表し，それを元に様々な施策が実施され，情報インフラは毎日にその形を整えつつある。

教育面の動向を概観すると1994年度から始められた「100校プロジェクト」，1996年度からは，文部省やNTT等50以上の企業の協力を得て始められた「こねっとプラン」，先の「100校プロジェクト」の規模を拡大して1997年度より開始された「新100校プロジェクト」等を挙げることが出来る。

次代を担う人々への教育，すなわち情報インフラ後の教育方法が私たちの最大の関心事となるのは当然かつ必然のことである。

さてここで一つ「問題」になるのは，これらの計画はすべて小学校段階以上ということである。小学生が中学校へ入学以前に塾等で英語等を事前に学習することが当たり前のこの時代

1) 図1は，平成10年度通信白書をもとに作表を試みたものである。加入者数の驚異的な伸びをこの表から実感していただきたい。

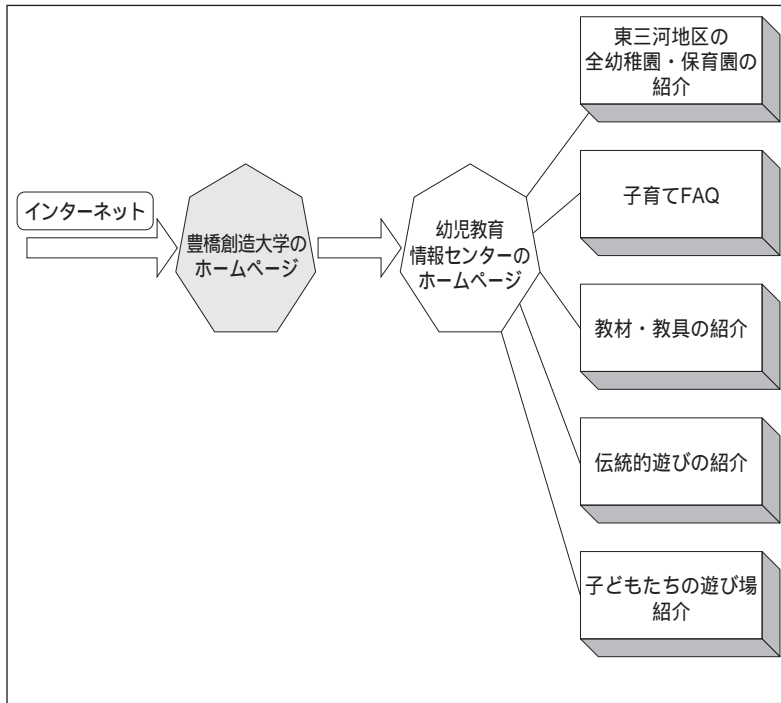


図2 幼児教育情報センター概念図

に、小学校に入学していきなりコンピュータに向かうことが良いことなのだろうか。いや、良い、悪いの問題以前に社会として日常的にコンピュータに接する²⁾ことが予測される21世紀に、小学校入学前だからという理由だけで、未就学児の教育はコンピュータから切り離れたものだけを行えばよいのだろうか。例えば、デューイ (John Dewey, 1859-

1952)は、かつて学校を「萌芽的社会」と表現した。そして、その中では、実社会を純化・単純化したものを教材として配したのが彼の言う「学校」というものであった。幼稚園・保育園は、小学校入学前段階のものだからと割り切って、実社会と切り離してしまえばよいのだろうか。仮に百歩譲って、実社会と切り離した教育・保育内容を肯定したとしても、そこで働く幼稚園教諭ないし保育士は、情報ツールとしてのネットワーク環境を無視すべきではない、と私は考える。

その理由は、時代を担う子どもたちに、私を含め教育に携わるものは社会の動静を無視して、自らの過去の教育体験で未来を切り拓く子どもたちを呪縛すべきではない、と考えるからである。

そこで私は、豊橋創造大学開学時³⁾にインターネット接続が可能になったことを受けて、豊橋創造大学のサーバ上⁴⁾に実験的に幼児教育情報センターを設けた。本稿では、この幼児教育情報センターの内容と今後の教育的可能性について述べることにする。

2) この場合は、意識してコンピュータに接する場合も含むし、意識しないでコンピュータに触れる場合も想定して述べている。

3) 豊橋創造大学の開学は1996年である。

4) 豊橋創造大学のネットワーク構成図については、伊藤晴康、佐野真一郎、小林憲之著「大学でのインターネット設置の課題と運営方法」(『豊橋創造大学短期大学部研究紀要』第14号所収)p. 11を参照のこと。

2. 幼児教育情報センターの設立意義

2-1. 地域のHUB 機関としての機能

私がこの幼児情報センターで企図しているひとつは、地域の幼児教育情報HUB機関としての機能である。(幼児教育情報センターの概念図は、図2に示す通りである。また、実際のホームページは図3である。)そこで、それぞれのコンテンツには、(1)東三河地域の幼稚園の紹介⁵⁾(2)子育てFAQ⁶⁾(3)教材・教具の紹介(4)伝統的遊びの紹介(5)子供たちの遊び場紹介、を取り上げた。

これらについては、昨今文部省が推進している「教育改革プログラム」の中の《幼児期からの心の教育の充実》で挙げられている2項目の「家庭におけるしつけの充実」や「地域社会の



図3 幼児教育情報センターのホームページ

力の活用」にも通じるものである。各コンテンツは東三河地域の様々な幼児教育情報を取り上げていることから、地域の独自性を認識かつ維持しながら教育活動を行うことが可能になる。例えば、(1)の東三河地域の幼稚園紹介では、各園に取材に協力頂き、園の教育方針、教職員の人数、クラス構成、園バスの有無、昼食の形態、一日の教育活動の流れ等をインターネット上に公開している。これにより、各園はそれぞれの教育方針の独自性を認識でき、保護者の観点からは父兄会等を待たずとも園の情報を得ることができ、(幼児教育科)学生も様々な園の間の「違い」を理解することができる。また、(2)の子育てFAQを設けたことにより、核家族化が進む中で失われがちであった「家庭のしつけ」の拠り所として機能することも可能である。さらに、インターネットの特徴の一つである情報の双方向性により、それぞれが疑問を抱いたことについても、直接E-MAILや電子掲示板を利用することで、当事者同士、あるいは専門的知識を持つ第三者により、疑問を解決することが可能となる。これら一連の事柄は、地域の子どもについて、幼稚園・保護者・大学・学生等、すべてが共通の情報を持つことが可能になり、まさに「地域社会の力」をWeb上に集結させたものである。これが先に私が述べた「幼児教育情報のHUB 機関」の内包でもある。

5) 当初は、幼稚園・保育園・施設のすべての紹介を行う予定であったが、すべての取材を行うにはスタッフの数が不足なので、当面幼稚園のみの紹介とした。

6) FAQとは、Frequently Asked Questionsの略語であり、「よく尋ねられる質問」の意。

2-2. 伝統的教材の再構築

幼児教育情報センターのコンテンツの実際の作成は、学生を主体に進めている⁷⁾。その中で、手遊び、あやとり、折り紙、集団遊び、紙芝居等の素材を学生に収集させ、それらをスキャナーやデジタルカメラでパソコン上に取りこみ、さらに絵や画像の加工を行い、Web上に公開する手順をとる。これによって、学生は伝統的な教材を自ら学習する必要に迫られる。すなわち、Web上に公開する手順は、Webページ自体の作成には論理的な枠組みを作成者自身が持つことが必要であり、学生はホームページの作成という新しい技術を修得しながら、伝統的教材も論理的に理解する必要が生じるわけである。この点に、古いものイコールつまらないもの、という昨今の学生のステレオタイプな判断を覆す可能性も含まれるであろうし、また、学生世代からの観点で、過去の教材の新たな発見もおおいに期待できる、と私は考えている。



図4 学生の作業の様子

2-3. 21世紀の幼稚園教諭・保育の資質

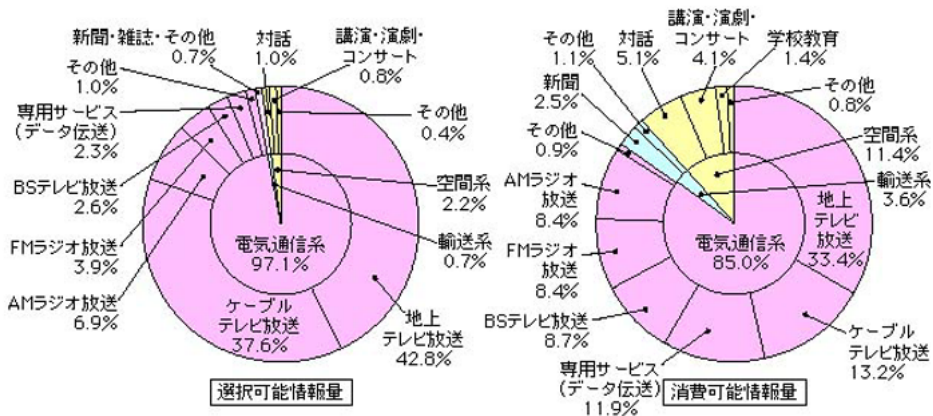


図5 各情報量のメディア構成(平成10年度通信白書より)

教育現場というところは保守的なところである⁸⁾。ビジネスの世界が社会の変化に対して敏感なのに対し、教育現場というところは変化に疎いところである。肯定的な表現を使うなら

- 7) 学生主体といいながらも、短期大学幼児教育科の場合、在学年限が2年間であること、また実習等を含むカリキュラムの関係上、学生に主体的に作成させる時間が少ないのが目下のところ、最大の問題である。
- 8) 教育現場が保守的という意味を理解するには、石川達三『人間の壁』(新潮文庫)が参考になる。もちろん、これは小説であるがすべての経験を直接経験するという個人レベルでは限度がある。したがって、間接経験でそれを補うには読書による間接経験の補充が必要不可欠となる。また、本稿の論旨で述べるならば、Webサイトで教育関係の「書きこみ」を探し、それを読むことも読書に代わる間接経験を補うものになりつつあると言うことができよう。

ば、変化より安定を教育現場というところは好む。

しかしながら、図5を参照していただきたい。一般にメディアを大別するならば、それは(1)空間系メディア(2)輸送系メディア(3)電気・通信系メディアに分類される。昨今の情報量の爆発的な増大は、(3)の電気・通信系メディアを指すのである。その規模は、まさに第三次産業革命と言ってもよいほどである。先に述べたように1990年代になり世界的規模で情報インフラが進展し、したがって我が国も1995年以降の行政面での情報化への対応は目覚ましいものがある⁹⁾。ただし、注意深くこれらの施策をながめると、文部省の情報インフラへの対応策は小学校以上の教育機関のものが大勢を占めていた。ところが、1998年から文部省の施策に変化が見受けられるようになった。それは、1998年6月に「教職員免許法の一部を改正する法律」が公布され、幼稚園教諭といえども、情報機器の操作や教育の方法・技術としての情報機器の利用等の必修化への推移や、大学審議会が1998年10月に答申した「21世紀の大学像と今後の改革方策 競争的環境の中で個性が輝く大学」の中の教員の教育内容・授業方法の中で取り上げられている「マルチメディアの効果的活用」等の内容を見ると、文部省が意識して21世紀の「教員の卵たち」にネットワークやマルチメディアの積極的な利用を促す意図が読み取れるし、また従来の教員・研究者であってもこれらの情報機器を活用すべきであるとの見解が一目瞭然であることがわかる。

現在私が運営している幼児教育情報センターは、先に述べたように幼児教育情報の地域のHUB機関として、また伝統的教材を学生を主体としてデジタル化させ、Web上に公開する手法により、幼児教育に携わる者といえども、これらを資質の一部として身に付けることをある程度具現化していると考ええる。

3. 今後の方向性と課題

3-1. ネットワーク入門教育の必要性

1980年代までは、情報リテラシといえれば情報系の学生がひとえに身に付ければよいものであった。しかし上述した昨今の動向から勘案すると、幼児教育科の学生といえども情報リテラシを身に付けることが必要である。私は浜松短期大学の山本孝一と共同研究で、幼児教育科学生の情報リテラシのアウトラインとして「ネットワーク入門教育」というものを提唱している。「ネットワーク入門教育」では、図6にあるように4つの技術・能力の涵養を目指している。

9) 各省庁の動向については、以下の論文資料を参照のこと。

佐野真一郎著「マルチメディアと教育(資料編)」,豊橋創造大学短期大学部研究紀要第13号所収,1996年,p.137-p.144

佐野真一郎,伊藤博文,山本孝一著「インターネットの大衆化」,豊橋創造大学短期大学部研究紀要第14号所収,1997年,p.64-p.71

佐野真一郎,山本孝一著「文科系学生対象の情報リテラシについて」,豊橋創造大学短期大学部研究紀要第15号所収,1998年,p.54-p.58

- A) (パソコンを)道具として活用するための基本技能
- B)情報の収集と分析能力
- C)自己表現能力と情報発信能力
- D)コミュニケーション能力と国際性¹⁰⁾

さらにこれら A)～D)を、具体的に幼児教育科向けに特化したものが図6の右側になる。これまで述べた幼児教育情報センターの運営主体である学生には、実験的にこれらの能力の涵養を目指してきたが、今後は教育工学や情報処理関係の科目の中で、これらの能力の育成が可能なカリキュラムを早急に配すべきである、と私は考える。

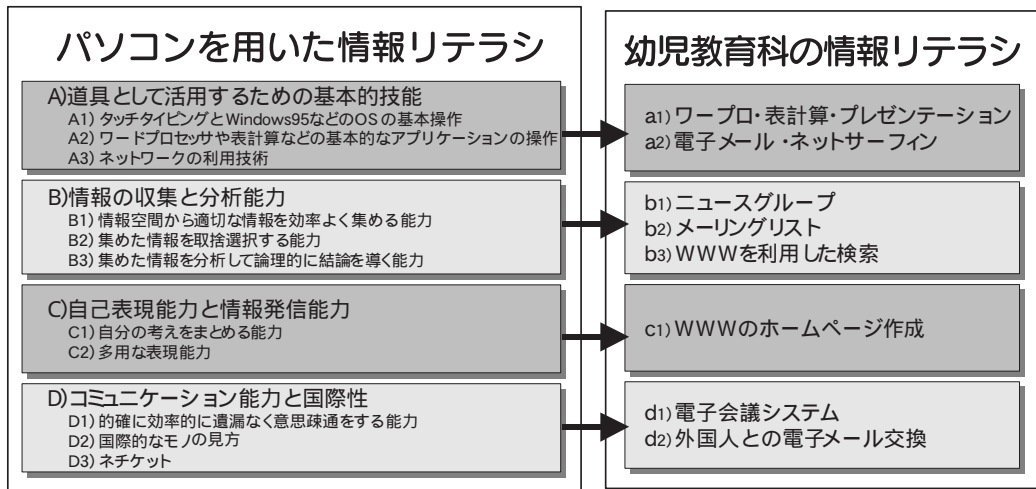


図6 ネットワーク入門教育の幼児教育科への適用案¹¹⁾

3-2. 今後の課題、そして方向性 まとめに代えて

これまで取り組んできた幼児教育情報センターの運営面で直面した問題を列挙する¹²⁾

- 1) 運営資金の問題
- 2) 教職員へのコンセンサス
- 3) 地域の園長への協力要請
- 4) 学生の技術の向上

まず情報発信をWeb上で行うには、当然のことながらサーバ等の設置が必要になる¹³⁾こ

10) 「ネットワーク入門教育」についての詳細は、下記の論文を参照のこと。

佐野真一郎、山本孝一著「文科系学生対象の情報リテラシについて」、豊橋創造大学短期大学部研究紀要第15号所収、1998年

山本孝一、佐野真一郎著「幼児教育科学生への情報リテラシ教育」、浜松短期大学研究論集54号所収、1998年

11) 図6は、山本孝一、佐野真一郎著「幼児教育科学生への情報リテラシ教育」、浜松短期大学研究論集54号所収、1998年、より転載。

12) 今後同様の「志」を持つ方の参考になれば、それは望外の喜びである。

13) 最近では、バーチャルドメインのように、実際のサーバはプロバイダにあるものもある。

これらの資金面をどうするかということが、先ず大きな問題として直面する¹⁴⁾ 次に、教職員や地域幼稚園・保育園の園長へ情報発信の必要性や、それがもたらす教育的効果についてある程度まで理解して貰うことが重要である。最後に、注7でも述べたが、学生の技術面を含めた情報発信能力を短時間にどのように育成して行くかという問題である¹⁵⁾ 私の場合には、1)~3)については学校当局や幼児教育科、そして地域の園長会に協力頂くことが出来たのであるとか「問題」をクリアすることが可能であったが、4)については短期大学である以上は、常に直面する問題である。それは、今後、小・中・高等学校段階でより一層の情報教育が行われ、学生のある程度の技術水準が確保されるまで続くと思われる。

次に今後の幼児教育情報センターのコンテンツの方向性として考えていることは、今以上にインタラクティブ性を持たせたいということである。つまり、インタラクティブ性こそが、他のマスメディアにはない、インターネットの革命的な要素の一つであるからである。言い換えるならば、インターネットは、一般大衆の匿名性を排し、一般大衆に個を取り戻させたということができる¹⁶⁾ したがって、幼児教育情報センターにインタラクティブ性を持たせることによって、より地域社会と親和的かつ密接な関係を構築する可能性を持たせることが出来ると考えている。

しかしながら、技術的側面からみると、このインタラクティブ性を持たせる技術には、JAVA, ASP, Perl, JAVASCRIPT, VBSCRIPT等が存在し、将来的にどのように収斂して行くかの予測が現時点では難しい。また、幼児教育科の学生に上記のコンピュータ言語的なものを、どこまで習得させるかの基準についても今後考えて行かなければいけない問題である¹⁷⁾

14) 私の場合は、豊橋創造大学開学時にサーバを学校当局が設置したのでこの問題はクリアすることが可能であった。また、日常の運営資金は幼児教育情報センター予算を幼児教育科として毎年計上することで賄っている。さらに1998年度からは私立学校振興財団の「特色ある教育研究」の補助金を受けることができたので、それによって研究面でも一層充実させることが可能になった。

15) 私の所属する短期大学の幼児教育科では、1年生の後半にセミナー分けをすることにより、早い時点で1・2年生が技術的交流を行える環境を整えてもらっている。これが、先に本文で述べた教職員へのコンセンサスの重要性を示す具体的な事例であると思う。

16) もちろん、インターネット上でも匿名性を確保することは可能である。したがって、正確に言うならば匿名性の選択が出来るということである。逆に、インターネットでは、当事者確認の方が深刻な問題になる。

17) 最近では、これらの技術でもGUIによってかなり簡単に作成できるアプリケーションも散見するようになってきている。例えば、マイクロソフト社の“FRONT PAGE98”では、ワープロ作成とほぼ同様の作業で、簡単なインタラクティブページが作成可能である。

4. 資料 各省庁の主な動向

年 月	事 項
1998年 1月	<ul style="list-style-type: none"> ・移動体通信の青少年利用調査公表(総務庁)¹⁸⁾ ・MVLでシンガポールと協力(郵政省)¹⁹⁾ ・メディア芸術祭賞大賞発表(文化庁)²⁰⁾
2月	<ul style="list-style-type: none"> ・インターネットの教育利用で懇談会(文部省)²¹⁾ ・中教審中間報告試案公表(文部省)²²⁾
3月	<ul style="list-style-type: none"> ・サイバー法の整備検討(警察庁)²³⁾ ・無線市内電話認可へ(郵政省)²⁴⁾ ・全国総合開発計画要旨公表(国土庁)²⁵⁾ ・アダルト画像規制へ(内閣)²⁶⁾
4月	<ul style="list-style-type: none"> ・総合経済対策を公表(政府)²⁷⁾ ・次世代携帯電話統一規格先送り(郵政省)²⁸⁾ ・色信号調整へ(郵政省)²⁹⁾
5月	<ul style="list-style-type: none"> ・平成10年版通信白書発刊(郵政省)³⁰⁾ ・地上波のデジタル化案公表(郵政省)³¹⁾ ・情報通信ベンチャー支援(郵政省)³²⁾ ・NTT料金引き下げ問題先送り(政府・郵政省関係)³³⁾ ・通販業者のホームページ点検(通産省)³⁴⁾ ・有害情報の規制推進を要請(文部省)³⁵⁾
6月	<ul style="list-style-type: none"> ・ポケモン被害最終報告(郵政省)³⁶⁾ ・CATV無線解禁へ(郵政省)³⁷⁾ ・衛星放送協会認可(郵政省)³⁸⁾ ・郵政省政策研報告書公表(郵政省)³⁹⁾ ・通話防止装置の免許制(郵政省)⁴⁰⁾ ・情報基盤の統一規格(郵政省関係)⁴¹⁾ ・移動体通信利用者数公表(郵政省)⁴²⁾ ・放送法改正案決定(郵政省)⁴³⁾
7月	<ul style="list-style-type: none"> ・ICカードの開発(郵政省)⁴⁴⁾ ・PHSへの規制緩和(郵政省)⁴⁵⁾ ・スマートボックス開設(郵政省)⁴⁶⁾ ・CSTVハイビジョン化審議開始(郵政省)⁴⁷⁾ ・次世代携帯電話事業化案公表(郵政省)⁴⁸⁾ ・著作権2団体設立総会開催(文部省)⁴⁹⁾ ・産学協同ベンチャー企業設立(文部省関係)⁵⁰⁾ ・インターネット&Q2犯罪摘発(警察庁)⁵¹⁾ ・ダイオキシン調査結果一元公表(環境庁)⁵²⁾

8月	<ul style="list-style-type: none"> ・VICS50万台突破(郵政・建設・警察庁関係)⁵³⁾ ・通信技術での在宅介護支援(郵政省)⁵⁴⁾ ・ワイアレスカードの普及促進(郵政省・建設省)⁵⁵⁾ ・客付き携帯電話犯罪のイラン人急増(警察庁・郵政省)⁵⁶⁾ ・BS事業認定申請締切(郵政省)⁵⁷⁾ ・ミドルウェアの開発へ(郵政省)⁵⁸⁾ ・未来型企業の助成制度設立(郵政省)⁵⁹⁾ ・情報化施策に54億円(郵政・文部・農水・建設省)⁶⁰⁾ ・通信傍受法案成立へ(政府)⁶¹⁾
9月	<ul style="list-style-type: none"> ・準天頂衛星開発着手(郵政省)⁶²⁾ ・南京大でPHS利用のマルチメディア実験(郵政省)⁶³⁾ ・PHSの正式名称変更(郵政省)⁶⁴⁾ ・ネットワーク研究税制面でサポート(郵政省)⁶⁵⁾ ・学校のインターネット利用を定額制に(郵政省)⁶⁶⁾ ・電磁波実験・データ公開(郵政省)⁶⁷⁾ ・携帯悪質利用者排除へ(郵政省)⁶⁸⁾ ・私立大学間での衛星教育実験開始(郵政省)⁶⁹⁾ ・警察白書発刊(警察庁)⁷⁰⁾ ・インターネットに対する青少年の意識調査(総務庁)⁷¹⁾ ・中教審最終答申(文部省)⁷²⁾
10月	<ul style="list-style-type: none"> ・地上波デジタル実験開始(郵政省)⁷³⁾ ・インターネットで行政相談(総務庁)⁷⁴⁾
11月	<ul style="list-style-type: none"> ・家計消費支出公表(総務庁)⁷⁵⁾ ・公立学校のLAN設置支援(文部省)⁷⁶⁾ ・日中首脳会談(政府)⁷⁷⁾
12月	<ul style="list-style-type: none"> ・こねっと電子新聞創刊1周年(文部省・郵政省関係)⁷⁸⁾ ・沖縄振興策100億円超の調整費(政府)⁷⁹⁾ ・マルチメディアセンターへ補助金(郵政省)⁸⁰⁾ ・商業衛星の開発支援(通産省)⁸¹⁾ ・子ども放送局等復活折衝認可(文部省)⁸²⁾ ・インターネット利用校公表(郵政省・文部省)⁸³⁾

18) 1997年12月31日に総務庁が「青少年の情報通信を活用したコミュニケーションに関する調査」を公表。その結果、青少年の保護者の約7割近くが「出来れば(子どもに)利用させたくない」と回答している。

19) MVL(分散型仮想研究所)の実用化を目指して、日本とシンガポールで共同で研究・開発を行なうことが発表された。今回の構想は、昨年11月のアジア太平洋経済協力会議(APEC)首脳会合で情報通信基盤整備の必要性の確認がなされたことで実現化した。

20) メディアの多様化に対応した芸術表現の充実を図るために、同庁が設けたもの。今回の第1回大賞には「もののけ姫」が選出された。

- 21) 郵政相と文相の共催で「教育分野におけるインターネットの活用促進に関する懇談会」が行なわれている。懇談会は、情報通信、教育両分野の学識経験者、通信事業者、学校関係者で構成され、6月頃までにはインターネット活用の提言をまとめる。
- 22) 文部省中央教育審議会の「幼児期からの心の教育に関する小委員会」が、中間報告試案を公表した。インターネット関連では、Vチップ等による有害情報から子どもを守る仕組みについての提案が行なわれている。
- 23) コンピュータを利用した不正アクセスや犯罪が急増しているため、警察庁はサイバー法の急整備が必要であることの調査結果をまとめた。
- 24) 電気通信技術審議会の答申により同省は、世界貿易機関(WTO)へ通報した後、夏以降周波数利用に関する省令の改正を電波監理審議会(郵政相の諮問機関)に諮問することになる。秋に答申を得たうえで事業認可の申請受付を開始する予定となる。ただし、利用可能な周波数の幅を逆算すると、無線市内電話事業に参入可能な事業者数は数社に限定されるとみられる。消費者としての具体的メリットは、低料金とサービスの多様化で選択肢が広がることだろう。また、この動向は昨年電気通信審議会(郵政相の諮問機関)がまとめた「情報通信二十一世紀ビジョン」で指摘されていたものである。
- 25) インターネット関連で目をひくものは、光ファイバー網の全国整備は目標年次を西暦2010年から2005年に前倒ししたというところである。
- 26) 風俗営業適正化法(風営法)の一部改正案が6日閣議決定され、4月から施行される見通しとなった。これには、インターネットでアダルト画像を提供する業者に対し18歳未満を相手とした営業を禁止する規定等が盛り込まれている。
- 27) 全国に超高速光ファイバー基幹網を国費で構築、国民に無料開放する内容を盛り込んだ政府・自民党の総合経済対策が明らかになった。これによって、情報先進国といわれる米国並みの環境を整え、情報通信だけで約4兆円の経済効果を生み出すと予測している。ちなみに、教育機関向け情報通信システム高度化のための基盤整備としては、約8300億円を計上している。
- 28) 同省は、次世代携帯電話の規格統一問題で、現段階での米国方式との一本化を断念した。この経緯は、これまで同省が日米欧の技術の一本化を目指してきたが、日欧勢と米国勢の協議が予想以上に難航し、このままでは国際標準を策定する国際電気通信連合(ITU)の6月の提案期限に間に合わないため先送りとなった。
- 29) 同省は、異なるメディア間でも元の映像の色を忠実に再現する「色変換技術」の開発に取り組む。すなわち、パソコンの画面(RGB)とプリンタ(CMYK)では色信号の情報が異なるために、利用者のイメージと異なる印刷がなされることが多々ある。その為に、松下電器産業、松下技研に開発を委託し、西暦2000年までにこの技術確立を目指すという。
- 30) 今回の白書では、日米間の情報環境の格差や情報リテラシーへの今後の取り組み等への指摘が含まれているところが目新しいところである。また、昨年度よりDVDでの通信白書の発売や、通常の通信白書にはCD-ROMが標準で添付されているところが評価できる。
- 31) 同省の地上デジタル放送懇談会が、地上波のデジタル化について中間報告案骨子をまとめた。その内容は、現行アナログ放送と同じ幅の周波数を既存放送局に優先開放し、まず三大都市圏で西暦2003年から限定的に開始し、次に全国規模で西暦2006年を目標にするというものである。
- 32) 同省は、官民共同出資のテレコム・ベンチャー投資事業組合を設立すると発表した。官民共同出資の形は、我が国初である。民間企業には、NTTやソニー等約30社が出資することになる。これによって、我が国では従来育ちにくかった(情報系)ベンチャービジネスを米国並に支援して行く足がかりにする意図が背景にある。
- 33) パーミンガム・サミットに合わせて15日に行われる日米首脳会談を前に、規制緩和を論議する両国政府の事務レベル会議がロンドンで開かれた。NTT料金問題では、長期増分費用方式による大幅引き下げを行なう時期について、日米間で折り合いがつかず、今後の話し合いで調整して行くことになった。
- 34) インターネット通販の苦情が相次ぐため、同省では通販業者のホームページを一齐に点検し、問題のある業者に警告を行なった。今回警告が行なわれた通販業者の総数は、196社に昇る。
- 35) 同省では、青少年に悪影響を与えらるものについて自主規制を行なうように、各メディア(全部で6団体)の代表に要請を行なった。コンピュータ関係では、コンピュータソフトウェア倫理機構が、その中に含まれる。
- 36) テレビ東京系のアニメ「ポケットモンスター」を見て多数の子どもが気分を悪くした問題について検討していた同省の放送行政局長の私的諮問機関である「放送と視聴覚機能に関する検討会」が、最

終報告をまとめた。その内容は、アニメーションだけに限らず、すべてのテレビ放映について、人体への影響を考慮するガイドラインをまとめるように要請している。

- 37) 従来CATV事業者は、電力会社やNTTに使用料を支払って電柱に自前のケーブルを敷き、加入者宅までつなげていたのだが、これだとコストがかかり過ぎ、その普及を阻害する要因にさえなっていた。そこで同省は、高コストでケーブルの敷設が困難な部分の代替措置として無線を利用することを認可し、普及に拍車をかけたい模様である。
- 38) 多チャンネル時代を目前に、CS放送の委託放送事業者からなる社団法人「衛星放送協会」が郵政省から認可された。同協会では、今後放送の倫理規定や著作権問題等について協議して行くことになる。
- 39) 同省の「マルチメディア時代に向けた料金・サービス政策に関する研究会」が、NTTの全国均一料金を今後実施するためには、新電電各社が資金を拠出して基金を設置することが必要との報告書をまとめた。すなわち、今後通信事業の競争が激化すれば、その料金に地域格差が生まれることは必然であり、郵政省の提唱するユニバーサルサービスとの絡み、さらにはNTTの再編後の旧来の赤字補填の禁止等を勧奨し、新電電による基金設立の必要性が生まれた訳である。
- 40) 同省は、携帯電話やPHSの通話防止装置問題を検討していたが、公共性の高い場所に限り、使用の際は電波法に基づく許可を義務づけるなど規制を整備し運用して行くことを決めた。この使用については、装置を設置する場所では携帯電話が使用できないことを周知させること等の11項目のガイドラインに従う必要がある。
- 41) 郵政省の情報によると、国際電気通信連合(ITU)は世界中の情報通信ネットワークを一本化する世界情報通信基盤(GII)の統一規格を西暦2004年までに策定する方針を決めたとのことである。
- 42) 同省の発表によると携帯電話とPHSの総加入台数は3995万台となり、その普及率は31.6%で、国民の3人に1人が携帯電話ないしはPHSを持っていることになる。
- 43) 来年の次期通常国会に同省が改正案を提出する骨子が固まった。すなわち、地上波放送のデジタル化導入が西暦2000年から開始されるのを受け、現行の放送法を大幅に改正する方針である。具体的には、同一免許でテレビ、ラジオ、データ放送など多彩なサービス展開を認め、他事業者への電波の貸与も可能とする内容である。また、放送の事業者免許では、設備・番組制作の両機能を備えた場合のみしか免許が認められなかったが、番組制作のみの場合でも、免許を認可する方向である。
- 44) 同省は、クレジットカードやキャッシュカードなどの磁気カードより安全性が高く、大量の個人情報を蓄積できるICカードを開発する方針を明らかにした。
- 45) PHSの普及率が昨今落ち込んでいること、また規制緩和の動静から、PHSも郊外や建物の中でも通話できるように規制緩和を実施する方針を、同省が明らかにした。今後、省令改正を電波監理審議会に諮問し、年内にも答申を得る予定である。
- 46) 同省がマルチメディア関連の実験として藤沢慶応前郵便局に設置したもので、このシステムは郵便物が届くと、その受取人に電子メールが届くシステムである。
- 47) BS放送のデジタルハイビジョン放送の導入を受けて、CS放送にも同様のシステム導入を行うことになった。技術的審議は、電気通信技術審議会が行う。実際の導入時期は、西暦2000年3月を目指す。ちなみに、BSのハイビジョン化は、西暦2001年である。
- 48) 同省の方針によると、世界中どこでも使用可能な次世代携帯電話への新規参入業者を認めているものの、同一事業区域の参入事業者数は最大で3社と限定している。そして、その事業開始については西暦2001年としている。また、次世代携帯電話の国際統一規格は国連専門機関の国際電気通信連合(ITU)が1999年3月までに策定することになっている。
- 49) マルチメディア時代を睨み、かつ、1999年で著作権法施行百年になる記念事業として、民間の「著作権法百年記念会」と文部省・文化庁が民間と協力して組織した「著作権法百年記念事業推進本部」が設立総会を開催した。両者は協力して、将来の著作権法について考えて行くという。
- 50) 1997年4月に国立大教官の兼業規制が緩和されたことを受けて、国立大学教官と民間企業がタイアップし、ベンチャービジネスに乗り出す。この企業では、LSIの設計などを行う予定とのことである。
- 51) インターネットとQ2を組み合わせ、猥褻画像を販売していた業者が摘発を受けた。この摘発には、警視庁、埼玉、千葉、長野の各県警が一斉摘発を行ない、合計13人を逮捕した。(罪状、猥褻物公然陳列容疑ならびに猥褻図画販売容疑)
- 52) これまで各地方自治体等で行なわれていたダイオキシン調査を、同庁がデータベースにまとめ、同庁のホームページに公開して行くことになった。これによって、従来の散在していたデータを一元的に比較検討することが可能になり、効果的な活用が期待できる。

- 53) 財団法人VICSセンターの発表によると、VICS(道路交通情報通信システム)受信機の累計出荷台数が50万台を突破。同センターは、1996年に郵政省・建設省・警視庁と民間企業が共同で設立したものである。
- 54) 西暦2000年に介護保険制度が実施されるのを受け、情報通信技術による介護サービスを行なえるようにし西暦2002年の開発を目指すという。このシステムが開発されると、介護対象者の既往症や介護履歴などの健康情報をデータベース化し、介護支援施設が必要に応じてパソコンなどの端末に引き出すことが可能になる。また、独居老人宅の体温変化等による体調の変調についても、ネットワークを活かすことによって、福祉施設等で遠隔管理が可能になる。郵政省は、厚生省と制度面での整合性を合わせながら、上述のシステム開発を進めるという。
- 55) ワイヤレスカードについては、すでに高速道路の自動料金支払いシステムとして実用実験段階に入っており、建設省などが1999年度から全国1100の料金所に順次導入していく予定になっている。このワイヤレスカードの周波数帯(5.8ギガヘルツ)を郵政省ではこの程開放し、駐車場の空車情報・料金自動徴収、トラックの運行管理等に活用して行く方針を決めた。
- 56) 近年イラン人による薬物事犯が増えているが、その手口として客付き携帯電話が使用されているという。この電話1台で、約200万円から1000万円の売上があるという。本年は、この携帯電話を利用の薬物事犯が、6月の時点で昨年度を上まわっている。警察庁では郵政省との協議で、携帯電話を購入する際の約款を改定する案を検討している。
- 57) 参入業者は全部で15社である。
- 58) ミドルウェアとは、情報の種類を問わずに通信手順(プロトコル)を自動統一する仕組みで、これが可能になるとネットワーク端末での負担が軽減し、操作性も簡単になるという。国際電気通信連合(ITU)でも、世界標準を策定する予定であり日本も21世紀の情報競争の一翼を担いたいところである。
- 59) ギガビット級の超高速光通信網が、平成10年度補正予算に盛り込まれ、来年度には着工の見通しであることを受けて、この超高速光通信網を利用する企業や研究機関に一定額の助成を行なう。
- 60) 四省が来年度予算の情報通信関連の特別枠で連携し、学校・農村・住宅の情報化施策に54億円の概算要求することが判明した。この四省の合同施策はコミュニティの情報化であり、文部省は大学キャンパスのネットワーク化(電子キャンパス事業)、農水省は農村部のCATVの普及を郵政省と協力し行ない、また建設省とも協力し多様な情報通信端末を簡単に接続できる未来型住宅の研究も行なう。ちなみに、郵政省概算要求は、特別枠含め2065億円で、そのうち12省庁と連携しての要求が特徴的である。
- 61) 通信傍受法案とは政府が提出している組織犯罪対策関連三法案の一つである。この法案が成立すると、一定の手続きを踏めば、電話やコンピュータネットワークを傍受できるようになる。この法案の経緯は、政府・自民党は、今年5月に開催されたバーミンガム・サミットで、組織犯罪対策が主要テーマとなったことを受け、政府・自民党が成立に向け野党三党と個別に協議していた。
- 62) 同省が開発に着手する準天頂衛星とは、従来の静止衛星や低軌道周回衛星とは異なり、3個以上の人工衛星が交代で日本上空を滞空するもの。この衛星の軌道が日本とオーストラリアの上空で輪を描くため、通称「8の字衛星」と呼ばれる。これによって、従来の衛星の欠点が補われ、今後のマルチメディア社会の柱になり得る技術として期待できる。西暦2002年の実用化を目指すことになる。
- 63) 同省は、南京大学でPHSを使うマルチメディア実験を1999年4月より開始すると発表した。日本のPHS技術を海外に売り込む戦略の一翼を担う実験である。
- 64) 簡易型携帯電話という名称が廉価なイメージということで、こここのところ売上が激減しているPHS端末であるが、正式名称をこれまで通称だったPHSにする省令改正を電波監理審議会に諮問した。
- 65) 同省は、研究機関や企業がISDNや光ファイバーなどの高速ネットワークを利用しながら研究活動を行っているものに対して、今年度から研究費6%を税額控除にすることを決めた。この税制面での優遇措置により、来年度から敷設予定の超高速光通信網におけるネットワーク研究に弾みをつけたい模様である。
- 66) 野田聖子郵政相は、学校でのインターネット利用の普及・促進をはかるために、通信、接続料金について割引・定額制度を導入するように電気通信事業者協会など通信関連業界4団体に要請を行った。
- 67) 携帯電話の出す電磁波が人体に悪影響を及ぼすとの一部世論に対し、悪影響はないとの実験結果を公表した。今回の実験は、生体電磁環境研究推進委員会がラットを使い4週間実験したものである。
- 68) 携帯電話やPHSの料金を踏み倒す悪質利用者に対して、不払い顧客の情報を交換、被害を防止する新たな制度を来年中にも導入することになった。

- 69) 既に国立大学間では行われているが、私立の慶応大学と早稲田大学間で文部省と関係団体が運営するスペース・コラボレーション・システムを利用しての合同授業が開始された。実験期間は3年間。
- 70) 今回の警察白書で目をひくものは、電腦犯罪への取り組みである。すなわち、今後社会がますます情報化が進むと、当然ながらネットワークを利用した犯罪も急増するわけで、欧米各国の対応に比べ我が国での対応は後手に回ることが多かったため、今回の白書から読み取れる警察庁の姿勢は評価できるものである。現在その取り組みの具体的なものとしては、警察庁にネットワークセキュリティ室を設け、民間企業から中途採用したサイバーポリス13名が配備されている。
- 71) この調査は平成9年11月から12月にかけて、五都府県の高校、大学に通う男女1928人とその保護者1244人、さらに875の高校を対象に実施された。その結果、インターネットは情報の宝庫であるという認識はほぼ全員が持っているが、78.2%が猥褻画像が見られることも知っているとの結果も出た。また、同様の画像を「見ても構わない」とする学生が51.7%いるのに対して、保護者からの回答は「見て欲しくない」が62.9%に昇った。
- 72) この答申での情報関連の要旨としては、国、都道府県、市町村、学校等間の情報網整備が挙げられる。具体的には、教育関連情報をデータベース化し総合情報システムを構築し、この開発・運用には国立教育会館があたるとするものである。言いかえるならば、情報網整備のために、国立教育会館再編成備が必要ということである。
- 73) 同省は、民法各社やNTT等56団体が協力東京パイロット実験実施協議会を組織し、11月から東京タワーから実験電波を発射して、標準テレビ放送やハイビジョン放送の伝送実験等を実施する。
- 74) 同庁が10月11日からインターネットで行政相談を受け付ける。この背景には、「国民に開かれた信頼される行政サービス」を行政側が行なうという意図がある。
- 75) 同庁の報告によると、1997年11月以来、家計消費は11ヶ月連続の減少で現行調査を始めてからの最長記録を更新した。ただし、パソコン等の耐久財については好調とのことである。
- 76) 同省は、西暦2002年の新教育課程へ向け、その基盤作りとして、公立の小・中・高校、特殊教育諸学校の情報教育を充実させるための支援を行なって行く方針を固めた。今年度は1521校を対象に整備費用の1/2を補助する。
- 77) 江沢民・国家主席と小淵首相による日中首脳会談が、11月25日に行なわれるが、包括的な経済協力計画の全容が明らかになった。その中での情報関係としては、マルチメディア災害情報システムの構築・支援が含まれている。
- 78) この新聞はこねっと・プランの一環として発刊が始まった。同プランには約70企業・団体・個人で構成するこねっと・プラン推進協議会が、文部省、郵政省の協力を仰ぎながら進められていたものである。
- 79) 名護市沖の海上ヘリ基地建設計画が暗礁に乗り上げたことをから政策協議会が中断している沖縄問題であるが、政府はこのほど1999年度予算案に用途を事前に定めない100億円を超える沖縄特別振興対策調整費を盛り込む方針を固めた。情報関連としては、この振興策には、マルチメディア産業の育成が含まれている。
- 80) 同省は、沖縄県内3ヶ所に建設されるマルチメディアセンターに今年度分予算5000万円を補助すると発表した。
- 81) 同省は、今後急成長が見込まれる衛星の商用利用で、欧米勢に対抗できるように日本企業に開発支援を行なう。具体的には、メーカーで組織する「無人宇宙実験システム研究開発機構」を開発支援し、8ヶ年計画で総事業費260億円を投入する予定である。
- 82) 来年度予算の復活折衝で同省の衛星を利用した、「子ども放送局」や「子どもセンター」に予算がおりることになった。前者は、国立オリンピック記念青少年総合センターが基幹局となり、子どもを中心に番組作りを行ない衛星を利用して情報を配信する。後者は、インターネットを利用できるパソコンを図書館等の公共機関に設置し、各種情報を配信する。これは観点を変えると、西暦2002年から始まる学校週5日制を睨んでの施策であるということが出来る。
- 83) 同省は、学校のインターネット利用促進のための研究開発を行なう対象になる30地域を公表した。今後の導入については、文部省の協力のもとに対象となる学校の選定を行い、1999年9月から研究を開始する予定。